

# 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所動物実験委員会規程

平成28年4月1日  
所内規程第67号

一部改正 平成29年3月1日

## (目的)

第1条 本規程は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第4条第3項の規定に基づいて設置される独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第2項の規定に基づいて必要な事項を定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 委員会は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）における動物実験の適正な遂行に関する事項全般を所掌するとともに、次の事項について審議又は調査し、研究所所長（以下「所長」という。）に報告し、意見具申し、又は助言する。

- (1) 動物実験計画の動物実験規程等に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) その他所長が必要と認めた者

2 委員長及び委員は、所長が任命する。

3 委員長は実験動物管理室長の総括の下に委員会の運営に関する事務を行う事務局を設置する。

## (任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは所長が新たに委員を任命することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。

2 委員長が事故等によりその職務を遂行することができないときは、所長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は年1回招集するほか、必要に応じて随時招集することができる。

2 会議は委員の過半数以上の出席で成立し、議事内容は委員の議論に基づき委員長が総括する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(小委員会の設置)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、動物実験、施設利用等に関する小委員会を設置することができる。

(動物実験計画の審査・指導)

第9条 委員会は、承認申請された「動物実験計画書」・「動物系統維持計画書」について動物福祉の観点から審査する。また、委員会は必要に応じて実験責任者から実験内容の説明を受け、厚労省指針・研究所規程に即した動物実験が行われるよう指導する。

2 動物実験計画・動物実験計画(変更・更新)・動物系統維持計画承認申請の審査に当たり、当該研究に直接関与する委員については、審議・採決に加わることはできない。

3 承認申請の承認の可否の採決は審議後委員長が総括する。

4 各委員は承認申請の審査に当たり、審査マニュアルにしたがって審議し、審査チェックリストを提出しなければならない。

5 審議の結果修正が必要となった申請については以後電子メールにて審議・採決を行うことができる。

6 年度途中の動物実験計画・動物実験計画(変更・更新)・動物系統維持計画承認申請の審査は、最初から電子メールにて審議・採決を行うことができる。

7 委員会は、実験が計画どおりに行われているかを年に1回以上実験現場・書類調査を行い記録しなければならない。

(電子メールによる審査)

第10条 管理者は申請書類を全委員に電子メールにて送付し、各委員は審査チェックリストと審議コメントを全委員に電子メールにて返信する。

2 電子メールによる審議の後、委員長の総括の元採決することが出来る。

(委員の教育)

第11条 委員は、適正な動物実験等の審査に関わる情報の取得並びに審査の資質向上のため定期的に教育訓練を受けなければならない。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

本規定は平成20年7月18日より施行する。

附則（平成28年3月31日）

本規定は、平成28年4月1日より施行する。

附則（平成29年3月1日）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。